百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地、当該金融商品仲介業者の本店等の所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者、当該金融商品仲介業者又は当該高速取引行為者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4　第三十一条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の取締役又は執行役（外国法人にあっては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。））が提出をする届出書並びに第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類等）

第三百四十九条　［略］

（標準処理期間）

第三百五十条　金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一　法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条、第六十六条の二十七及び第六十六条の五十の登録、法第三十条第一項の認可並びに法第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可　二月

二　法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、法第五十九条第一項の許可、法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十九条の四第二項並びに令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の確認　一月

2　［略］

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）　（日本工業規格Ａ４）

［略］　（第１面）　（第２面）

＊登録番号	財務（支）局長（金商）第　号（　年　月　日）	
＊金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日

［１～12　略］

二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地又は当該金融商品仲介業者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者又は金融商品仲介業者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4　第三十一条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の取締役又は執行役（外国法人にあっては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。））が提出をする届出書及び第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条又は第二百八十六条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

（情報通信の技術を利用する方法により提出することができる書類等）

第三百二十八条　［同上］

（標準処理期間）

第三百二十九条　［同上］

一　法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項及び第六十条の十四第一項の許可　二月

二　法第三十一条第四項の変更登録、同条第六項の認可、第五十九条第一項の許可、第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、同条第二項ただし書、第四十九条の四第二項及び令第十五条の十三第三号の承認並びに法第三十九条第三項ただし書（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の確認　一月

2　［同上］

別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係）　（日本工業規格Ａ４）

［同左］　（第１面）　（第２面）

＊登録番号	財務（支）局長（金商）第　号（　年　月　日）	
＊金融商品取引法第30条第１項の認可	認可の有無	認可年月日

［１～12　同左］